

要求項目		要求自治体	回答
1・防災対策	<p>平時から「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、住民への周知を行うとともに、「顔の見える関係」を構築することで災害時の助け合いにつなげる。また、学校、地元事業所など、様々な団体に対して、地域防災組織への参画・協力を募る。</p>	有田市	<p>組織率100%である本市の自主防災組織では、避難訓練や消火訓練、小中学校に備蓄している資機材の使い方講座等、住民参加の防災訓練を各地区で毎年実施している。さらに、各学校が実施する訓練や避難路整備作業にも積極的に参加し、日頃から「顔の見える関係」を築くことに努めている。市としても、訓練の提案やチラシ作成や補助金の交付等で、これら地域における自主防災活動を支援している。本年度の新たな取り組みとして、民間所有の本社社屋を地元自主防災組織の協力のもと、津波避難ビルとして指定を行った。今後も、市民の防災意識向上に努め、自助・共助による施策を推進し、学校、地元事業所と一体となった地域防災力アップに繋げてまいりたい。</p>
御坊市		<p>地震、津波の被害を最小限にするために、津波防災マップ等を活用し、HP掲載、市内全戸配布、出前講座等の実施や、市民が津波からの避難を迅速にかつ安全に行えるよう、地域独自の津波避難マニュアルの策定、住民参加型の避難訓練等、住民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、地域の防災力向上に努めております。また、災害時には協力していただけるよう、様々な団体と防災協定を締結し、防災体制の確立に努めております。</p>	
湯浅町		<p>訓練や広報等を通じて防災啓発を行うとともに、関係団体の参画・協力を募りながら要支援者避難支援や自主防災組織の組織率向上に努めます。</p>	
広川町		<p>地震津波からの避難訓練については、年2回実施に努めています。特に、11月5日の世界津波の日には、園児・児童生徒の避難訓練をメインに内閣府やJR西日本の協力を得ながら訓練を実施しています。また、町内全地区で組織されている自主防災組織の活動を支援することにより、防災意識の高揚に努めています。</p>	
由良町		<p>自主防災組織に対しては、津波ハザードマップにより避難路、避難場所等の周知を行っている。また、避難訓練を実施することにより、学校や地域において、防災意識の向上を図っている。</p>	
日高町		<p>平時から、当町に起こり得る災害に対して、避難や誘導について考察し、最善の方法を区長会や広報誌などで住民の皆様へ周知しています。また、自主防災会などに訓練や研修を行うよう働きかけ、多くの方に参加していただくよう努めています。学校など様々な団体に対しても、地域の自主防災会等と避難訓練や、防災研修を行うなどし、防災意識の向上に努めるよう促進しています。</p>	
2・まちづくりの推進	<p>(1)地域の課題解決に向けた新しい協働体制の創造をめざし、行政や民間企業、協同組合、NPO等が連携・協力して地域の課題の解決にあたる協働事業を推進・支援する。</p>	有田市	<p>有田市においては、「活力あふれる明るい未来のまち」の将来像を実現するため、長期総合計画を策定し「市民との協働による、開かれた行政」の考え方を基本に各施策に取り組んでおります。社会経済環境が目まぐるしく変化し、人口減少が進む中、市民の価値観の変化に合わせて、まちの個性や機能の充実など多様な対応が重要であると考えております。そのため、本市においても、地域課題解決に向けては、地域住民や産業界、学校、金融機関等の方々積極的に参画して頂いており、具体的には民間企業と包括連携協定も締結し、まちづくりを推進しているところであります。今後においても、ご提言のとおり民間企業等の様々な主体と協働していく事を推進して参ります。</p>

		御坊市	市民の皆様のアイデアやパワー、またNPOやボランティア団体などが持つ先駆性や専門性を生かして地域や社会の課題の効果的又は効率的な解決を図るとともに、まちづくりへの住民参画を促進することでより住みよいまちを実現するため、市民の皆様の自主的な取組に対して支援を行う協働支援事業を平成28年度より実施し、平成28年度は3団体、成29年度には3団体を支援しております。
		湯浅町	産官学金労言で構成する協議会による「湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27年度策定)」の見直しを予定しています。地域の課題を共有し、その解決に向けた計画の策定と地方創生を推進するための交付金などを活用した事業の実施を進めてまいります。
		広川町	広川町の今後の課題解決と活性化施策については、平成27年度に策定をした「稲むらの火のまち創生総合戦略」に基づく各種事業を遂行することで取り組んでいるところであり、毎年度それら事業の実施報告と検証を同総合戦略策定委員とともに進めている。同総合戦略の策定委員は、「産(商工会、JA等)・官(県、町)・学(教育委員会、大学)・金(銀行)・言(マスコミ)・住(区長会)・議員」の有識者等より構成されていることから、本組織が現時点での広川町における地域の課題解決に資する諮問機関的な役割を担っている。今後、実際に地域課題解決に係る協働事業を展開する場合は、その事業内容に則した団体・組織に実施主体となっただき、前述の総合戦略策定委員会のご意見等をいただきつつ行政として支援をしていければと考える。
		由良町	平成28年度に一般財団法人 地域総合整備財団の新・地域再生マネージャー事業(外部人材派遣)を活用して、行政、民間企業、農業協同組合、漁業協同組合、NPO法人などを訪問し、意見交換をして課題等を洗い出し、今後の取り組み方について提案をいただいた。平成29年度には、地域再生マネージャー事業(外部専門家活用助成)を活用して、観光地域づくりを推進している。
		日高町	従来から、地域の課題については、各地区の区長様を通して、様々な情報を提供させていただいており、また研修会を通して、まちづくり・地域づくりに活かしていただけるよう取り組んでおります。まちづくりについてNPO等の相談があれば、行政も連携、協力していきたいです。
		有田市	有田市においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の一つとして、有田市への新しいひとの流れをつくることを定めており、Uターン、Jターン、Iターンを呼び込んでいくことが必要であると考えております。そのため、これまで以上に、有田みかんや海産物等の地場産品、景観、和歌山市や大阪からのアクセス性といった地理的要素など、地域資源に恵まれた本市の強みを生かし、可能性を秘めた資源をいかに掘り起こし、磨き上げ、魅力あるまちを創ることができるかが重要になると考えております。出産・子育て・教育施策の充実により、未来の有田市を担う子ども、ひとが不安なく成長、生活できる地域コミュニティ、環境を整えるとともに、従来から進めてきた市民との協働による行政運営に一層力を入れ、市民と一体となった活力あふれるまちづくりを進めてまいります。
2・まちづくりの推進	(2)中山間地域の活性化と環境と景観の保全、都市と農山漁村の交流の推進のため、Iターン、Jターン、Uターンなどにより地方で生活したい人のための定住環境を確保し、地域コミュニティを活性化する。		

		御坊市	移住・定住に関する相談窓口としてワンストップパーソンを配置し、移住希望者からの質問や相談への対応、移住相談会等に参加するなど、移住・定住の促進に努めております。今後も引き続き、移住の相談や情報発信などの取組に努めてまいります。
		湯浅町	中山間地域の農地保全と地域の共同活動支援のため、中山間地域等直接支払や多面的機能支払に取り組むとともに、「湯浅町田舎暮らし応援空き家バンク制度」等による移住定住に取り組んでいます。今後も移住定住促進を図って行きたいと考えています。
		広川町	平成27年度より和歌山県が指定する本町の移住推進地域である津木地区を中心に、都市部からの移住推進活動に取り組んでいるところである。活動内容は大阪などの都市部への移住相談会出席と広川町PR活動、本町に移住希望者を招いての現地体験会等の開催である。また、移住希望者が定住をするための空き家情報提供(空き家登録台帳整備)や移住定住に係る支援制度の整備と紹介にも取り組んでいるところであり、今後もこれら取組を継続実施する事で、都市と農村漁村の交流推進、U・J・Uターン活性化へと繋げていきたい。また、中山間地域の活性化を図るため、平成24年度～25年度にかけて、過疎地域等自立活性化推進交付金を活用し、津木地区寄合会の活動拠点の整備等を実施しました。今後も有効的な取組みを進めていきます。
		由良町	由良町総合戦略の中で、U・ターンを推進しており、地元企業と連携することにより、町内企業就職者の増加を図っている。また、町内にある空き家、廃校舎を有効活用するなどの、移住、定住促進を行っている。
		日高町	過疎化・高齢化の進行が著しい中山間地域の活性化のため、中山間地域等直接支払事業等を推進しています。環境や景観保全のためには、遊休農地解消総合対策促進事業等の推進や空き家対策を実施しています。また、空き家の有効利用を推進するため、耐震診断の補助や、その結果によって耐震改修工事の補助もおこなっています。都市と農山漁村の交流事業は実施していませんが、今後、要望がある団体等が出てきた場合は、情報提供など、要件等があれば支援したいと思います。
2・まちづくりの推進	(3)通勤時の渋滞緩和と地域活性化のため、国道42号有田海南道路の早期供用開始を関係機関に要望する。	有田市	国道42号バイパス(有田海南道路)の進捗ではありますが、起点である野地区では橋台を施工中であり、新堂地区では二つ目の橋脚を施工中であります。また、新堂南地区については、今後、盛土工事が行われる予定であり、新堂北地区についても、用地測量、物件調査が完了し、今後買収に向けて進んでいる状況であります。要望については毎年、有田市、海南市で構成される有田海南間整備促進協議会で、県選出国會議員及び、国土交通省等へ要望活動を行っており、所要額は確保していただいておりますが、引き続き、国道42号有田海南道路の早期完成、早期供用ができるよう、国、県へ要望してまいります。
3・安心して暮らせる地域づくり	(1)高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など制度ごとの縦割りの仕組みを、働く者や市民の地域生活の視点から横断的に連携し、総合的に推進させるため、市町村地域福祉計画を策定する。	有田市	本市では、地域、高齢者福祉、障害者福祉、医療、防犯、一般公募など広範に渡る策定委員により、平成29年4月に「ともに支え合い、健康で安心して暮らせる福祉のまち」の実現を目指した有田市地域福祉計画を策定しました。今後、計画の実施にあたっては、自助、共助、公助が連携し、子どもから高齢者、障がいを持つ人まで誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

	御坊市	社会情勢や市民ニーズの変化、制度改正等を踏まえ、「御坊市地域福祉計画」を必要に応じて見直し、「御坊市第4次総合計画」を上位計画とし、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「御坊市子ども・子育て支援事業計画」などを包含する福祉の基本計画として、平成29年3月に「御坊市第2次地域福祉計画」を策定しました。本計画では、基本理念「地域・家族 絆(ネットワーク)で支えあい 一人ひとりが元気になれるまち ごぼう」を本市が目指す姿としております。
	湯浅町	当該計画、については、平成30年度での見直しを予定しています。
	広川町	地域福祉計画については、福祉・老人・障害者等各分野を代表する地域福祉計画策定委員会で協議を重ね、平成29年度～平成33年度までの期間で策定しています。
	由良町	平成30年度に地域福祉計画を策定する予定である。
	日高町	当町では高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉についての担当部署は住民福祉課となっており、各福祉施策について横断的な連携を実施しています。また、平成26年度には誰もが安心して暮らせる地域を実現するため、地域福祉の指針を示す「日高町地域福祉計画」を策定しました。この計画については平成27年度から平成31年度までの5ヶ年計画となっており、平成30年度～31年度の2ヶ年で計画の見直しを行う予定となっております。
(2)認知症初期集中支援チームならびに認知症地域支援推進員の配置を確実に進める。労働者が介護をしながら働き続けることができるよう、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備する。	有田市	有田市では認知症施策として、認知症初期集中支援チームを平成29年9月に配置し、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しております。また、認知症地域支援推進員を市直営の地域包括支援センターに3名配置し、認知症の人やその家族の相談支援を行っております。介護離職を防ぐために介護サービスの提供体制を整備することは重要だと考えております。しかしサービスを供給することは介護保険料の引き上げにもつながります。必要なサービス量と介護保険料とのバランスをとりながら、最適な提供体制を整備してまいります。また、介護が必要となったとき、速やかにサービスの利用ができるよう介護保険制度の内容や手続きについて周知拡大を推進します。

3・安心して暮らせる地域づくり

(2)認知症初期集中支援チームならびに認知症地域支援推進員の配置を確実に進める。労働者が介護をしながら働き続けることができるよう、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備する。

御坊市	<p>認知症の方の地域支援ネットワーク体制の構築に向け、現在、地域包括支援センター(市直営)に3人、地域密着型サービス事業所2カ所に2人、在宅介護支援センター2カ所に2人の認知症地域支援推進員を配置しております。今後、全ての地域密着型サービス事業所及び在宅介護支援センターに各1人ずつの認知症地域支援推進員を配置し、日常生活圏域を包括するネットワーク化を目指してまいります。認知症初期集中支援チームについては、平成27年10月に地域包括支援センター内に保健師及び介護福祉士有資格者職員をチーム員として配置し、3名の認知症サポート医とともに、毎月1回のチーム員会議と訪問活動により、認知症の方が絶望でなく希望を感じ日常生活を送れるよう、初期の段階での適切なアプローチに努めております。介護サービスの提供体制については、平成29年度に小規模多機能型居宅介護事業所1カ所を整備、今後、第7期介護保険事業計画期間(平成30年度～平成32年度)において、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所1カ所及び認知症対応型グループホーム1カ所(2ユニット18人)の基盤整備を進め、介護離職者の解消に努めていく予定であります。また、平成27年度に「御坊市介護サービス事業者連絡協議会」を設置し、事業者間の情報共有及び相互連携を密にするとともに、介護サービスの質の向上に努めております。</p>
湯浅町	<p>認知症初期集中支援チームについては、平成29年度に地域包括支援センターの職員2名が研修を受講して、町内のサポート医1名との3名で平成30年度よりチームを開始します。認知症地域推進員については、地域包括支援センターの職員が平成29年度に1名が研修を受講しており、平成30年度も地域包括支援センターの職員が1名受講予定です。徐々に内容を充実していきたいと思っています。介護離職の防止については、政府をあげて介護離職ゼロに向けての取り組みがなされているところであり、各市町村の事業計画においても取り組みに必要とされるサービス見込量を反映させることとされています。</p>
広川町	<p>認知症初期集中支援チームについては、平成30年4月1日から配置予定、また、認知症地域支援推進員は平成27年度より1名配置していますが、平成30年度から1名増員の予定です。</p>
由良町	<p>平成30年度に、支援チーム。支援推進員を設置する予定である。介護サービスについては、施設・居宅とも適正と考えている。</p>
日高町	<p>当町では、平成30年度から認知症総合支援事業を開始することとしており、認知症初期集中支援チームならびに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の早期診断・早期対応や地域における支援体制の構築、認知症ケアの向上に取り組んでまいります。介護サービスの提供体制につきましては、介護認定やサービスの利用状況等を考慮しながら、利用者にとり必要な介護サービスを検討し、整備に努めてまいりたいと考えています。また、指定事業所へはサービスの質が低下することのないよう指導してまいります。</p>

3・安心して暮らせる地域づくり

<p>(3)子ども・子育て支援新制度の市町村事業計画について、市町村が公表している待機児童数に加えて、特定の保育所等を希望している場合や、認可保育所に入所できないため認可外保育所を利用している場合、育児休業中だが保育所に入所したら復職の意志がある場合などを含めた、潜在的な待機児童数についても丁寧に調査し、すべての子どもが希望する保育所へ入所できるよう、計画を見直す。</p>	有田市	<p>現在、国において、待機児童がいる自治体に対し、潜在的な需要を把握したうえで整備計画を策定するよう通知がなされておりますが、待機児童がない本市においても、今後計画を見直すうえで、潜在的な待機児童を把握するよう努めてまいります。</p>
	御坊市	<p>平成27年3月に「御坊市子ども・子育て支援事業計画」を策定する時、就学前児童の保護者への質問項目として①育児休業の状況、②仕事と生活の調和(ワークライフバランス)について調査を実施しました。ただ、その内容は、簡易的な質問事項であったため、次期計画を策定する際には、ご指摘の調査についても質問事項に加えることを検討し、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいります。</p>
	湯浅町	<p>現在、町内の保育所では待機児童が発生しておらず、育児休業中であっても職場復帰の意思があれば入所できる状況となっておりますが、平成27年に策定した市町村事業計画の見直しを平成30年度と平成31年度で行う予定になっておりますので、計画の見直しにあたり保護者へのニーズ調査を丁寧に実施し、調査結果をしっかりと計画に反映したいと考えております。</p>
	広川町	<p>平成29年12月現在、待機児童なし。計画については、国・県の基準に準じて策定します。</p>
	由良町	<p>現在待機児童は0であり、認可保育所に入所できないために認可外の保育所を利用している者もない。</p>
	日高町	<p>平成30年度から計画の見直し作業を開始する予定で、社会情勢を勘案し、アンケートや策定委員の意見を聞きながら計画を見直します。</p>
	<p>(4)「子どもの貧困」の解消に向けて、教育の機会均等を保障する。 地域における貧困家庭の子どもの実態を、学校・地域と連携して、十分に把握し、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行い、子どもに対する教育の機会均等を保障する</p>	有田市
御坊市		<p>経済的な理由により、就学が困難な子どもに対しましては、就学援助の制度があります。この制度の周知を図るため、案内文の配布等は全ての保護者を対象に行うようにしております。今後も、この制度が必要な保護者の把握に努めるとともに迅速な認定、支給事務を遂行してまいります。</p>
湯浅町		<p>現在も学校、各地域の民生児童委員及び家庭教育支援員と教育委員会とが連携して子どもの実態把握及び支援に努めているところでありますが、今後も新たな地域連携制度であるコミュニティスクールを導入するなど、より一層学校・地域の連携強化を図り、支援に取り組んでいきたいと思っております。また、町単独で高校・大学等進学時に支度金という形で経済的支援を行っていますが、制度の拡充等については、社会情勢や国・県の制度等を確認しながら検討したいと思っております。</p>

3・安心して暮らせる地域づくり

(4)「子どもの貧困」の解消に向けて、教育の機会均等を保障する。地域における貧困家庭の子どもの実態を、学校・地域と連携して、十分に把握し、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行い、子どもに対する教育の機会均等を保障する

(5)子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な、幼児教育・保育の「質の確保」のため、幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行う。労働条件と職場環境の改善として、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行う。

広川町	学校教育法第19条の就学援助制度に則り必要な支援を行いつつ、本町の「学校給食費補助制度」により、第3子より全額補助を行っています。また、子供の貧困実態調査は、平成30年度で実施予定としています。
由良町	就学援助費を支給し、子どもに対する教育の機会均等に努めている。
日高町	本町では、経済的な理由で、就学が困難な家庭へ小中学校での学習に必要な費用の負担の軽減を図るため、その一部を援助するとともに、障がいのある児童生徒に対しては、特別支援教育就学奨励費として、小中学校で学ぶ際に保護者が負担する教育関係費について、家庭の経済状況等に応じてその一部を補助しています。また、子ども医療費の18歳まで無料化の実施、通級指導教室の増設による対象児童への学習機会の充実、発達障害等をもつ児童生徒への学習支援対策として、学校支援員の増員、内原・志賀学童保育所の設置による放課後児童クラブの充実など経済的支援や教育環境の整備等に努めております。
有田市	保育所においては、子どもの心豊かな成長のため、配置基準を上回る保育士を配置することで、保育における労働量の負担の緩和に繋がっております。保育士及び放課後児童支援員には、研修会の参加を促すとともに、独自で研修会を開催し、「保育の質」の向上に努めております。また、保育士の賃金改善に前向きに検討するとともに、保育士等が働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。
御坊市	質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、本市では、発達・行動支援が必要な児童に対して、児童の問題を理解し主体的に解決する力を養うため「保育士等のスキルアップ研修会」を独自に開催、また、関係機関が開催する研修会へ積極的に参加するなどの取組を行っております。待機児童解消や統合保育の実施のため、ハローワーク等を活用して、保育士の募集を行っております。また、幼稚園教諭及び保育士の雇用や給与水準につきましても、平成23年度からの非常勤の賃金形態の見直しにより、正規職員の初任給水準(行政職給料表1級15号給)に準じた月額賃金設定に変更し、平成25年度以降は、新たに最大1万円の経験加算(平成30年度からは最大2万円)も導入するなど、その処遇改善と常勤・非常勤間の賃金格差の縮小を図っております。
湯浅町	町立保育所については、今後見込まれる退職者数と児童数の推計を踏まえ、適切な人員配置を確保していくとともに、保育士の研修機会の確保に努めます。また、私立施設についても適切に運営されるよう指導・助言を行い、幼児教育・保育の「質の確保」に努めます。
広川町	教育委員会では、幼児教育要領の改定に伴い、和歌山県が主催する研修等を受講し、各学期毎になかよし子ども園への指導訪問を行っています。また、和歌山県教育センター学びの丘と連携して、経験年数別研修等、必要な研修機会を確保しています。
由良町	指定管理者に対して適正な保育士の配置、及び適切な労働条件について指導している。

3・安心して暮らせる地域づくり

<p>(5)子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な、幼児教育・保育の「質の確保」のため、幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行う。労働条件と職場環境の改善として、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行う。</p>	<p>日高町</p>	<p>平成27年度より子ども・子育て支援法等、いわゆる子ども・子育て新制度が施行され、当町においても「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「質の確保」「子育て支援の充実」に引き続き取り組んでおります。幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善では、学童保育所の運営については民間事業者に業務を委託しており、臨時保育士については、平成27年度より賃金改定を行ったところがございます。また、保育士の配置は法令に従い適正に行っているところではございますが、職員の定員適正化計画を進めていく中で、児童福祉法に基づく最低基準に基づき保育士を配置するには、低年齢児の受入が増えていく中、臨時職員により賄わざるを得ない状況となっております。研修機会については各保育所において、適宜必要なスキルを身につけるため、各種研修会に正規・臨時を問わず派遣しております。今後とも労働条件と職場環境の改善に努めてまいりたいと思います。</p>
<p>(6)増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に対応し、特に高齢者や障がい者をはじめとする消費者の保護をはかる</p>	<p>有田市</p>	<p>有田市でも、悪徳商法や特殊詐欺による被害を防止するため、県消費生活センターと連携し、消費者相談窓口を開設するとともに、地域の「介護予防いきいきサロン」参加者に対し「詐欺に遭わないための啓発講座」を本年度は7箇所を実施するなど、対策を講じているところです。今後も継続して消費者保護につながる取り組みを実施してまいります。</p>
	<p>御坊市</p>	<p>悪質商法・特殊詐欺の未然防止のために手口やその対処法、消費者ホットライン188や周辺の相談窓口電話番号を記載した啓発物品を購入・配布しております。掲載事例や表現を配布対象にあわせて選定しより伝わりやすいように心がけており、啓発カレンダーに関しては全戸配布を行っております。また、市民の方々に、より詳しく悪質商法について知ってもらうために出前講座や啓発講座を行っております。消費者庁や県より提供された注意喚起情報は、市内広報で回覧をするほか、ホームページに掲載することにより多くの方々に周知しております。平成29年7月より日高地域の1市6町で日高地域消費生活相談窓口を設置し、専門知識をもった相談員を配置することで消費者問題への対応力を高めております。市として様々な取り組みを行っておりますが、悪質商法・特殊詐欺の被害は後を絶ちません。今後も、市民の安心安全な生活を守るため、消費者行政事業を継続してまいりたいと考えております。</p>
	<p>湯浅町</p>	<p>消費者被害を防止するための最新情報を広報等により情報提供・注意喚起を行うほか、相談窓口の開設や、出前講座の開催を行っています。また、湯浅警察所管内での特殊詐欺等の発生事案に対しては、関係機関と連携し、防災行政無線で広報を行うなど迅速な対応を行っています。</p>
	<p>広川町</p>	<p>広報紙やホームページ、回覧など多様な情報メディアを活用し、高齢者や障がいのある人をはじめ、住民にわかりやすい消費生活情報の提供、啓発を行っている。又、専門相談員、アドバイザーなど消費生活に関わる専門家などの協力を得て、若者から高齢者までの年齢段階に応じた悪質商法、オレオレ詐欺などの被害や多重債務問題の未然防止のための消費者教育を展開している。</p>
<p>(6)増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな</p>	<p>由良町</p>	<p>悪徳商法等の未然防止のため、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、及び65歳以上の高齢者世帯の方等を対象にした自動通話録音機の貸与事業を実施している。また、平成29年度からは、御坊・日高広域で消費生活相談センターを1市6町で共同設置し、月2回消費生活相談巡回窓口を行っている。</p>

3・安心して暮らせる地域づくり

<p>起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に対応し、特に高齢者や障がい者をはじめとする消費者の保護をはかる</p>	<p>日高町</p>	<p>近年巧妙化・増加している悪徳商法や特殊詐欺の対応として、被害を受けやすい高齢者・将来に被害者となるかもしれない小中学生を対象に冊子等の啓発物を配布して、消費者問題に対する意識向上に努めています。また、平成29年7月より、日高郡の自治体と御坊市で共同の消費相談窓口を開設することで相談の受け皿確保を目指しており、より一層の消費者行政の充実を図ってまいります。</p>
<p>(7)妊娠・出産・育児期に離職することなく安心して働き続けられる環境の整備に向けて、両立支援制度等の情報提供や相談対応の強化をはかるとともに、保育所や放課後児童クラブ等の待機児童解消と質の向上をはかる。</p>	<p>有田市</p>	<p>本市では、待機児童はおりませんが、今年度より各小学校に学童教室を開設し、より一層の充実を図っております。引き続き、働きながら子育てをしている家庭を支援し、子どもたちが安心できる居場所づくりを目指します。</p>
	<p>御坊市</p>	<p>これまで本市では「うまれて よかった まち ごぼう」の実現に向けて、様々な子育て支援施策の充実を図り、平成29年度には、子育て世代包括支援センター「にっこりあ」と御坊市ファミリー・サポート・センターを開設するなど多様化する保育ニーズに対して相談業務及び緊急時の預かり保育サービスの強化に努めてまいりました。また、需要ニーズの高い、放課後児童クラブ(学童保育所)についても、施設整備を行い、定員を増やすとともに、高学年まで利用できる環境を整えました。今後も、市ホームページや広報等を活用して情報提供を進めてまいります。</p>
	<p>湯浅町</p>	<p>保育所・学童保育において、今後も待機児童が発生しないよう環境の整備に努めるとともに、研修等により職員の資質の向上をはかります。また、妊娠から子育て期にわたり、切れ目のない支援ができる体制づくりに努めます。</p>
	<p>広川町</p>	<p>放課後児童クラブについて、平成29年度から定員拡充しており今後も質の向上に努めていきます。</p>
	<p>由良町</p>	<p>現在、由良町においては、保育所や放課後児童クラブの待機児童はいない。</p>
	<p>日高町</p>	<p>必要な保育士を確実に確保し、保育所の安定運営を担保することで、児童を安定的に受け入れることができます。さらに、ニーズ把握に努め土曜日保育の実現など保育内容の充実をはかる必要があります。しかし、これまでの直営方式では保育内容の充実にかかる保育士の確保はもとより、従来の内容を安定的に運営するための保育士を確保することも困難な状況です。そのため、保育所の運営を民間事業者へ委託し、こういった懸案を解消し、保育内容の充実をはかりたいと考えています。ただし、この場合でも町が保育の責任を負うことには変わりはありません。本町には、2つの学童保育所があり、第1学童保育所の定員は60名程度、第2学童保育所の定員は40名程度となっております。また、発達障害等をもつ児童のために、それぞれの学童保育所には加配職員も配置しております。待機児童につきましては、第1学童保育所の方で、夏休み等で定員を超過する時もありますが、その場合においては、利用する日の実利用者の状況を調査し柔軟な対応をしております。</p>
<p>4・雇用対策の充実強化</p> <p>(1)公契約の発注後に最低賃金が引き上げられた場合、引き上げ後の最低賃金</p>	<p>有田市</p>	<p>従来、公契約の発注に際しての積算に用いる賃金水準については、最低賃金を下回ることがないよう対応しております。今後とも、適正な価格で契約するよう努めて参ります。</p>

<p>上げられるに場合、引き上げ後の最低賃金に基づく労務費等を考慮した金額見直しを含めて契約の改定を行う</p>	御坊市	業務委託等の人件費につきましては、入札参加者に対し、最低賃金法を含めた労働関係法令を遵守するよう周知を図っており、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。	
	湯浅町	最低賃金については、毎年10月頃に改定されるため、この時期に発注する事業に係る設計の際には、これらを十分に加味して設計額の積み上げを行います。	
	広川町	平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価は、平成28年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価として国土交通省で決定されている。本町では、和歌山県積算システムにより、上記の労務単価を使用している。新たな公共工事設計労務単価の決定を行わない限り、平成29年4月1日以降も引き続き適用することになっているため、一市町村で引き上げを行うことは不可能であると思われます。	
	由良町	契約後に最低賃金が引き上げられた場合、当初の契約額が引き上げ後の最低賃金を下回るのであれば金額見直しを含めて契約の改定を行う。	
	日高町	公契約の際は、契約方法の如何を問わず、労務費等については法令を遵守した価格で契約を締結しているものと考えております。最低賃金の引き上げ等により変更契約を要するかどうかは、契約条件にのっとり請負業者と協議のうえ決定してまいります。	
	有田市	平成32年4月1日施行予定の「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」に基づきますと、会計年度任用職員として任用替えをする必要があると想定しますが、その際の処遇の引下げ等、労働者の不利益に繋がるようなことにならないよう努めてまいります。また、再度の任用の際の空白期間の設定は設けておりません。	
<p>(2)公務職場で働く臨時・非常勤職員について「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案」(平成32年4月1日施行予定)を踏まえ、職務や勤務形態等に応じた適切な任用や、一般職非常勤職員への任用替えの際の処遇の引き下げ及び解雇・雇止めを行わない。また、再度の任用の際の空白期間の設定については、確実な是正をはかる。</p>	御坊市	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、本市が任用している臨時職員及び嘱託職員については、ほぼ全ての当該職員が会計年度任用職員に移行するものと考えております。移行後は、法律に基づき適切な運用を確保できるよう準備を進めているところであります。なお、現在においても再度の任用の際の空白期間の設定は行っており、会計年度任用職員への移行後も同様となります。	
	湯浅町	新たな制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、改正法施行に向けた準備を行いたいと考えております。	
	広川町	「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案」を踏まえ、適正に対応する。	
4・雇用対策の充実強化	<p>(2)公務職場で働く臨時・非常勤職員について「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案」(平成32年4月1</p>	由良町	公務職場で働く臨時・非常勤職員の処遇については、平成32年4月1日の法施行までに検討を重ねていく。

<p>日施行予定)を踏まえ、職務や勤務形態等に応じた適切な任用や、一般職非常勤職員への任用替えの際の処遇の引き下げ及び解雇・雇止めを行わない。また、再度の任用の際の空白期間の設定については、確実な是正をはかる。</p>	<p>日高町</p>	<p>「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が、平成29年5月17日に公布され、平成32年4月1日より施行されることとなっております。今回の改正では、一般職の会計年度任用職員制度が創設され、任用、服務規律などの整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されることとなります。保育士をはじめとする現在の臨時職員の大半は会計年度任用職員制度へ移行するものと考えており、法の趣旨にのっとり適切に対応していきたいと考えております。</p>
<p>(3)県、学校、団体等と連携し、若者が労働法等の働く者の権利と義務、税や社会保険の仕組みに関する基本的な知識、相談窓口などを学ぶ機会の確保をはかる。</p>	<p>有田市</p>	<p>有田市では、税務署と連携し、市内の小中学校で租税教室を開き、税の基礎知識についての学習の場を設けています。労働法など働く者の権利と義務についても基本的な知識を持つことは重要であると考えますので、学ぶ機会の確保にむけ、県や学校等と連携してまいります。</p>
	<p>御坊市</p>	<p>本市におきましては、学校、自治体、企業等の関係機関が連携して、地元就職率の向上を目的に設立された「御坊日高地区雇用対策協議会」に対し補助金での支援や、協議会が開催する「日高地方Uターンフェア」に一緒に取り組んでおります。また、協議会では、御坊日高地方の企業、求人情報などを紹介するウェブサイト「御坊日高地元情報発信局」を立ち上げ、情報発信等に努めております。その他、本市では、和歌山県がハローワークをはじめとした関係機関と連携し、若者の就職を応援することを目的に設置したワンストップセンターの「ジョブカフェわかやま」の活動を積極的に情報発信しております。今後も関係機関と協力しながら労働法等の働く者の権利と義務などについて周知してまいりたいと考えております。</p>
	<p>湯浅町</p>	<p>湯浅税務署による租税教育や、県の金融広報委員会による消費者教育など、様々な税や社会保障制度について学ぶ機会の提供に努めています。今後も様々な学習、情報提供の機会の確保に努めていきたいと思っております。</p>
	<p>広川町</p>	<p>義務教育を含む学校教育の各段階において、働くことの意義と、労働を通じての社会への貢献、働く者の権利・義務について、学ぶ機会の確保に努める。</p>
	<p>由良町</p>	<p>学校や各種団体等において、若者に対して学ぶ機会を提供していきたい。</p>
	<p>日高町</p>	<p>日高地方の小中学校では、小学校高学年から中学校3年生まで、教科の中で勉強しておりますが、租税教育につきましては、御坊税務署等の協力を得て外部講師による講演なども実施しております。</p>
<p>(4)公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的として公契約条例を制定する。</p>	<p>有田市</p>	<p>公契約の締結に際しては、適正な労働条件を担保した上で、市民に対し、より質の高いサービスの提供ができるよう努めており、住民福祉の増進に資するよう内容、条件を整備し発注してまいります。</p>
<p>4・雇用対策の充実強化</p> <p>(4)公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的として公契約条例を制定する。</p>	<p>御坊市</p>	<p>賃金などの労働条件については、労働基準法や最低賃金等の関係法において、地域の経済状況を踏まえつつ、労働者保護のための全国的な整合性が図られているところであります。こうした施策については基本的に国が定めるべきものと考えており、本市といたしましても、現行の法制度に基づき、労働者の生活安定及び労働力の質的向上に努めていることから、現時点では条例化の制定については考えておりませんが、法令等を遵守することについて周知徹底を図っているところであります。</p>

<p>広川町</p>	<p>現行の労働関係法令における労働者の労働条件等については、関係当事者の労使間で自主的に合意されるべきものであり、町が実質的に雇用契約の内容である労働条件等に介入することは、非常に困難なものであると考えますので現状においては、公契約条例の制定については考えておりません。なお、公共工事等の質の低下、下請負者・労働者へのしわ寄せ、安全管理の不徹底などを抑制する観点から、極端な低価格での入札がなくなるように最低制限価格制度を導入しています。</p>
<p>由良町</p>	<p>公契約条例については、今後調査研究を重ねていきたい。</p>
<p>日高町</p>	<p>地域における適切な賃金水準がどの程度のものか、判断しかねる部分もありますが、賃金水準につきましては、最低賃金法などにより法整備が図られており、適正な賃金水準は、基本的に法制度によって担保されているものと考えております。</p> <p>また、当町においては、不当な低価格入札による契約実例というのもなく、適正に公共工事が実施されているものと考えております。こういった事項は、自治体が個別に条例化するのではなく、国において法制化すべきものと考えており、現在のところ、公契約条例を制定する状況にはないと考えておりますが、引き続き、国をはじめ県、近隣市町の動向を注視して参りたいと考えます。</p>